

COMOSソフトウェア 補足条項

本COMOSソフトウェア補足条項(以下「COMOS条項」という。)は、COMOSとしてオーダーフォームに特定された製品(以下「COMOSソフトウェア」という。)のみに関するお客様とSISWの間のエンドユーザーライセンス契約(以下「EULA」という。)を修正するものです。本COMOS条項は、EULAと共に、両当事者間の契約(以下「本契約」という。)を形成します。また、本COMOS条項には、各オーダーフォームで特定するCOMOS-Bentleyソフトウェアのみに適用される一部の規定が含まれています。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約に定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本COMOS条項に適用されます。
 - (a) 「権限を有する代理人」とは、お客様のコンサルタント、代理人及び請負人で、お客様の事業所内で業務を行い、お客様の社内業務支援のため、COMOSソフトウェアへのアクセスを必要とする者を意味します。
 - (b) 「正規ユーザー」とは、お客様の従業員及び権限を有する代理人のことを意味します。
 - (c) 「ドキュメンテーション」は、EULAで定める定義を有します。また、COMOSのドキュメンテーションはCOMOSソフトウェアと共にデジタル形式で提供されます。書面形式のドキュメンテーションは別途購入することができます。
 - (d) 「対象地域」とは、お客様がCOMOSソフトウェアをインストールするライセンスを保有する国を意味します。
2. **ライセンスタイプ** 以下のライセンスと使用タイプは、個々のCOMOSソフトウェア製品に関して提供されます。オーダーフォームに記載する、一定の製品に関する追加ライセンス及び使用のタイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーフォームに指定する期間において、正規ユーザーのみが使用することができます。別段の指定がない限り、お客様はCOMOSのライセンスサーバーソフトウェアを1ライセンスあたりハードウェア装置1台にインストールすることができます。COMOSプラットフォームライセンスは、必要な追加モジュールの数及び/又は組み合わせを使用するための必須条件です。但し、当該製品がCOMOSプラットフォームと所定のモジュール機能を備えた定義済みのCOMOSパッケージである場合を除きます。
 - 2.1 「指名ユーザーライセンス」とは、指名された1名の正規ユーザーのみが使用できるCOMOSソフトウェアライセンスを意味します。指名された正規ユーザーの名称は、追加料金(以下「名称変更料」という。)を支払うことで変更することができます。指名ユーザーライセンスは地域に制限されず、お客様のネットワーク及びライセンスサーバーが所在するドメイン内で使用することができます。但し、正規ユーザーが適用される輸出法規及び規制を遵守することが条件となります。
 - 2.2 「フローティングライセンス」とは、いかなる場合も、COMOSソフトウェアへのアクセスが、オーダーフォームに記載する正規ユーザーの最大数に制限されることを意味します。COMOSプラットフォームに対するCOMOSプラットフォームライセンスの正規ユーザーは、別のCOMOSモジュールがライセンスサーバー上で使用できる場合、ユーザーのワークステーションでこのモジュールを使用することができます。ある正規ユーザーのCOMOSプラットフォームライセンスが終了すると、その正規ユーザーが使用していたすべてのモジュールライセンスがライセンスサーバーによりリリースされ、他の正規ユーザーが使用できるようになります。お客様の敷地内でのみソフトウェアの使用を認める一般制限は、COMOSソフトウェアのフローティングライセンスには適用されません。フローティングライセンスは、以下の2つのタイプのいずれかで構成されます。
 - (a) 「カントリーフローティングライセンス」は、オーダーフォームで特定されるソフトウェアが最初にインストールされた国、お客様のネットワーク内及びライセンスサーバーが所在するドメイン内におけるフローティングライセンスの使用に制限されます。
 - (b) 「グローバルフローティングライセンス」は、グローバルソフトウェアライセンス契約(GSLA)に基づき付与されるライセンスで、適用される輸出法規及び規制を遵守することを条件として、GSLAに基づき承認された対象地域のすべての時間帯にわたりフローティングすることができます。
 - 2.3 「サブスクリプション」とは、オーダーフォームに特定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、サブスクリプションライセンス料金に含まれます。サブスクリプション期間が複数年に及ぶ場合、SISWは、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。

- 2.4 「**レンタルライセンス**」とは、オーダーフォームに特定する1年未満の期間限定ライセンスを意味します。レンタルライセンスのための保守サービスは、レンタルライセンス料金に含まれます。
- 2.5 「**バックアップライセンス**」とは、お客様のバックアップ又はフェイルセーフ用のインストールの冗長性をサポートする目的にのみ付与されるライセンスを意味します。
- 2.6 「**ノードロックライセンス**」とは、COMOSソフトウェアの使用が、お客様の指定する単一のワークステーションに制限されることを意味し、この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又は dongle が含まれることがあります。
- 2.7 「**永久ライセンス**」又は「**延長期間ライセンス**」とは、無期限に延長されるライセンスを意味します。永久ライセンスには、保守サービスが含まれません。
- 2.8 「**製品別ライセンス**」とは、COMOSソフトウェアの使用が、COMOSソフトウェアと1対1でインターフェース接続されるサードパーティ製品の数に制限されることを意味します。
- 2.9 「**サーバーライセンス**」とは、COMOSソフトウェアの使用が、指定された単一のサーバーに制限されることを意味します。
- 2.10 「**テスト/QAライセンス**」とは、継続的なインストールのカスタマイズ、サポート及びテストのサポートに対してのみ付与されるライセンスを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。

3. その他の規定

- 3.1 **ハードウェア** 書面で別途合意した場合を除き、COMOSソフトウェアと共に提供される dongle などのハードウェアについては、SISWの財産であり続けます。
- 3.2 **アップデート** お客様はドキュメンテーションに定めるインストール規則に従ってCOMOSソフトウェアをアップデートします。ドキュメンテーションで又はSISWが別途提供する、COMOSソフトウェアの旧バージョンの保守サービス終了に関するすべての通知は、お客様を拘束するものとします。
- 3.3 **保護デバイスの紛失又は損傷** 既存のライセンスに対する新しい保護デバイスは、損傷した保護デバイス(dongleなど)の返却をもってのみ、お客様に引き渡すことができます。保護デバイスを紛失した場合、SISWによる別段の指示がない限り、お客様は新規ライセンスを購入する必要があります。その後、お客様が紛失したデバイスを回収した場合、遅滞なくSISWに返却するものとします。
- 3.4 **APIの使用許諾範囲** お客様は、社内使用を目的としたソフトウェアを開発するために、且つ本契約に含まれている条件と少なくとも同程度の防御をする条件で他社に販売するために、ドキュメンテーションで公開されているアプリケーション・プログラミング・インターフェース(以下「API」という。)として特定されたAPIを使用することができます。お客様は、本ソフトウェアを不正使用するためにAPIを使用することは許可されません。SISWは、お客様がAPIを使用して開発したソフトウェアについて一切責任を負いません。お客様はいかなる状況においても、非公開のAPIを使用することは禁じられています。
- 3.5 **追加ライセンス条項** 以下に追加のライセンス制限は、COMOS-Bentleyソフトウェアに適用されます。
- (a) COMOS-Bentleyソフトウェアに組み込まれたソフトウェアセキュリティ装置が、本契約の遵守を確保するためにお客様の使用データを追跡します。当該使用データへのアクセスは、SISW、Bentley Systems Inc.及びその関連会社に認められるものとします。
- (b) お客様には、SISWがオーダーフォームを介してお客様にライセンス付与した、COMOS-Bentleyソフトウェアのライセンスの数(以下「インスタンス」という。)の使用のみが許可されます。追加のインスタンスを使用するには、これらのインスタンスに対する許可済みのオーダーフォームが必要となります。